

【所定疾患施設療養費の算定状況】

令和5年度算定状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

疾病名	件数	日数
肺炎	11	69
带状疱疹	3	21
蜂窩織炎	3	18
尿路感染症	1	7

疾患別の主な治療内容(投薬、検査、注射、処置等の内容)

肺炎	血液検査、抗生剤点滴注射（ソルデム3A、セフトリアキソン）、薬物治療（タリビッド錠、クラリス錠）
带状疱疹	薬物治療（バラシクロビル錠、アシクロビル軟膏）
蜂窩織炎	血液検査、抗生剤点滴注射（ソルデム3A、セフトリアキソン）、薬物治療（タリビッド錠）
尿路感染症	血液検査、抗生剤点滴注射（ソルデム3A、セフトリアキソン）

※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。

※同一の入所者について1月に1回、連続する7日間を限度として算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

※診断名、診察を行った日、投薬、行った検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

※請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること

※当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする

※公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により毎年度の当該加算の算定状況を報告すること